

◆21番（浅沼美弥子）皆様こんにちは。21番、公明クラブの浅沼美弥子でございます。通告に基づき、平成22年第3回定例会個人質問を行います。

1、第22回参議院議員通常選挙について。7月11日に投開票が行われた第22回参議院議員通常選挙は、本市において合併後発の国政選挙となりました。言うまでもなく、参政権は基本的人権の一つであり、民主主義の根幹をなす大事な権利です。有権者が問題なく行使できたか等、現状と課題についてお伺いをいたします。

2、予防ワクチンの公費助成と女性特有のがん対策について。厚生労働省が今年3月に都道府県を通じて全市町村を対象に行った調査結果によると、子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの病気から女性や子どもを守る予防ワクチンの公費助成を実施する自治体が広がっていることが明らかになりました。任意接種であるワクチン各種については、どれも大変に高額となっており、市民の公費助成への要望、期待は大変に強いものがあります。こうしたことから、公明クラブではこれまで議会質問を初め、市長への要望書の提出、請願の紹介議員、また先月には小児科医会から市長に要望書提出の橋渡しをするなど努力を行ってまいりました。こうしたことから、来年度予算編成に当たりまして、本市におきましてもこうした予防ワクチンの公費助成に着手すべきと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

以下1項目ずつの説明は、これまで何度か質問で取り上げさせていただいておりますので、省かせていただき、項目のみとさせていただきます。

- (1)、子どもたちを守るヒブ(Hib)ワクチン、肺炎球菌ワクチン等について。
- (2)、女性を守る子宮頸がんワクチンについて。
- (3)、高齢者を守る成人用肺炎球菌ワクチンについて。
- (4)、乳がん、子宮頸がん無料検診クーポンの取り組み等について。

国の平成21年度補正予算に公明党の強い働きかけで実現した乳がん、子宮頸がんの無料検診クーポン事業ですが、現政権によって本年度は予算が3分の1に縮小されてしまいました。今後事業は継続されるのかどうか、懸念されるところでございます。市民の皆様からも継続してほしいとの要望の声が大きく、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

3、地籍調査の推進について。人間に戸籍があるように、土地にも戸籍があります。それが地籍です。土地1筆ごとに地籍を確定するために行う調査や測量が地籍調査です。我が国では、歴史の苦手な私にとっては驚くような話なのですけれども、16世紀に豊臣秀吉が行った「太閤検地」以後の把握ができていない土地も多くあることや、現在登記所に備えつけられている地図（公図）のうち明治時代につくられた地図をもとにしたものが半数を占めていると言われ、ドイツやオランダで地籍調査が完了していること等と比較され、日本は地籍調査後進国と言われているそうです。

日本の地籍調査の進捗状況ですが、調査を要する面積のうち終了しているのは、2007年末で48%、特に都市部では20%と低く、山林山村でも出おくれが目立っています。また、都道府県ごとの差が大きく、沖縄県では99%が完了しているのに対し、大阪府ではわずか4%、千葉県を見ても、2009年度末の進捗率が13.2%、着手率33%で、着手率では全国最下位となっております。県内市町村別では、2008年度当初時点で完了しているのが神崎町、多古町、一宮町の3

町、着手しているのが、千葉市、市川市、山武市、旭市、南房総市の5市と東庄町、芝山町、大多喜町、鋸南町の4町、休止中が成田市、香取市、柏市、流山市、市原市、富津市の6市となっており、当市においてははまだ未着手です。地籍調査は市の自治事務であり、将来への市の発展のための基礎となる地籍調査の迅速な実施は重要な課題であると考えます。このたび関係法の一部改正もあり、この機に地籍調査の推進に着手すべきと考えますが、ご見解を伺います。

4、流出抑制施設とその維持管理等について。近年ゲリラ豪雨などによる被害が発生し、問題になっておりますが、降った雨を直接下水管や河川に流れ込ませるのを防ぐための流出抑制施設やその維持管理の重要性を再認識する必要があるのではないかと思います。流出抑制施設には、さまざまな種類があります。主に調整池などのような雨水を一時的に貯留する貯留施設や、浸透ますなどのような雨水を地中に分散、浸透させる浸透施設等です。当市の流出抑制施設とその維持管理について、現状と課題等についてお伺いをいたします。

5、道路橋の長寿命化等について。国土交通省によると、建設から50年以上が経過した社会基盤の割合が2029年度には道路橋の約51%に、水門などの河川管理施設の約51%に、港湾岸壁の約48%にと全体の約半数に及び、それらの修繕費に必要な費用は今後50年間で約190兆円、そのうちの30兆円が不足し、2037年以降は公共事業予算が賸えず、耐用年数を過ぎた橋や道路がそのまま放置される危険性が生じるとされております。

2007年8月に、アメリカのミネソタ州で上下8車線の橋が突然崩落し、多くの犠牲者を出したようなことが他人事ではなくなるのかという危機感を感じます。昨年6月定例会でも道路橋について質問をさせていただいておりますが、その後合併があったこと、また最近では道路橋の長寿命化の取り組みが注目されていることから、再度お尋ねしたいと思います。既に先進的な自治体で行われている社会基盤の長寿命化の取り組みを日本全体で実施することによって、修繕に必要な予算不足の30兆円を6兆円にまで減少させることができるとされております。しかし、2008年度現在で、橋梁の長寿命化修繕計画の策定率は約41%と、大変に低い状況です。当市の道路橋の現状と維持管理等について、長寿命化計画等を策定するなどの考えも含め、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(山崎山洋) 浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁いたします。2については私から、その他については担当部長及び事務局長から答弁いたします。

2の(1)から(3)につきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。厚生労働省の発表では、本年7月7日に開催されました厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会に報告した資料によりますと、予防接種にかかわる公費助成調査について、都道府県を通じてすべての市町村を対象に調査した結果、1,744市町村(回収率が99.4%)からの回答がありました。この中で、議員が指摘しておりますワクチンの公費負担をしている内容を申し上げますと、まずHibワクチンにつきましては、平成22年度から開始する市町村を含めた204市町村では、1回当たりの公費助成額が5,000円以上が39市区町村、4,000円から5,000円未満が33市区町村、3,000円から4,000円未満が90市区町村、2,000円から3,000円未満が32市区町村、1,000円から2,000円未満が10市区町村となっております。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成22年度から開始する市区町村を含めた

11 市区町村では、1回当たりの公費助成額が 5,000 円以上が4市区町村、4,000 円から 5,000 円未満が3市区町村、3,000 円から 4,000 円未満が2市区町村、2,000 円から 3,000 円未満が1市区町村、1,000 円から 2,000 円未満が1市区町村となっております。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成 22 年度から開始する市区町村を含めた 327 市区町村では、1回当たりの公費助成額が 5,000 円以上が 38 市区町村、4,000 円から 5,000 円未満が 71 市区町村、3,000 円から 4,000 円未満が 167 市区町村、2,000 円から 3,000 円未満が 37 市区町村、1,000 円から 2,000 円未満が 14 市区町村となっております。

次に、子宮頸がんワクチンにつきましては、平成 22 年度から 114 市区町村が開始、1回当たりの公費助成額が、全額を含めた1万 2,000 円以上が 78 市区町村、1万円から1万 2,000 円未満が5市区町村、8,000 円から1万円未満が4市区町村、6,000 円から 8,000 円未満が 15 市区町村、4,000 円から 6,000 円未満が8市区町村、その他未定の4市区町村となっております。このように法定接種以外のワクチン接種の公費助成を実施する市区町村が本年度増えてきている状況でございますので、当市におきましても国の動向や市の財政状況等を踏まえ、市医で構成しております「予防接種専門部会」のご意見を伺い、実施に向け準備してまいりたいと考えております。

次に、(4)、乳がん・子宮頸がん無料検診クーポンの取り組み等についてお答えいたします。女性特有のがん検診推進事業の実施につきましては、厚生労働省からの通達による「平成 22 年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」に基づき実施しております。事業の内容につきましては、昨年度と同様、今年度におきましても子宮頸がんについては満 20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳の方、乳がんについては満 40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳の方のがん検診台帳を整備の上、検診手帳、クーポン券、受診案内通知を一括して送付し、受診するために必要な費用を補助しております。

なお、今年度の対象者数につきましては、子宮頸がんは 2,935 人、乳がんは 3,415 人となっております。また、実施時期につきましては、個別検診としては6月から来年1月まで市内の医療機関において行い、集団検診としては子宮頸がん検診は 11 月から 12 月にかけて 12 日間、乳がん検診は 11 月に 11 日間、市内各保健センター等で実施をいたします。

その他につきましては、担当部長及び事務局長から答弁をさせます。

◎選挙管理委員会事務局長(佐瀬一雄) 1の第 22 回参議院議員通常選挙についてお答えいたします。

合併後初の選挙となりました参議院議員通常選挙におきまして、有権者が選挙権を問題なく行使することができたかというご質問でございますが、今回の選挙は、合併により旧印旛村及び旧本埜村から選挙人名簿や投票区を引き継いだことにより、選挙人の数や投票区が大幅に増加し、投票環境が大きく変化する中での選挙となりました。選挙の執行に際しましては、これら投票環境の変化が投票機会の損失とならないよう、旧1市2村の事務手続のすり合わせを十分行うとともに、選挙権行使のための見直しを行いました。

主なものを申し上げますと、期日前投票所を拡充いたしました。これは、市内4カ所に設けました期日前投票所を選挙人の投票区にかかわらずどの期日前投票所でも投票できるようにし、選挙人の利便性向上を図ったものです。それから、今回の選挙より投票所入場整理券をこれまでの葉書様式から封書様式に変え、投票所周辺の案内地図を印刷いたしました。これは、投票所の位

置を分かり易くすることで、啓発の充実を兼ねたものです。今回の選挙は、特に混乱なく執行することができたと考えますが、今後の課題といたしましては、合併に伴う投票区の見直しが必要であると考えております。

以上です。

◎都市建設部長(稲葉東治) 3の地籍調査の推進に関する市の見解についてお答えいたします。

地籍調査とは、国土調査として知事の指定を受けた実施計画及び作業工程に基づき、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目、境界、地籍に関する測量を行い、地図などに作成するというものでございます。地籍調査は、土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つとされ、重要な事業であると認識いたしておりますが、この事業には膨大な時間と労力、費用が必要であります。また、法改正により地籍調査業務の一部を委託できる法人の範囲が広がることになっておりますが、委託できない部分の業務は残っております。なお、現時点では委託先となる法人がまだないと伺っております。今後事業に必要な予算・組織体制の検討を行い、地籍調査が必要な区域を確定する資料整備や、地籍調査を行う前の基礎的な調査の実施に向けて調査・研究をしてみたいと考えております。

次に、4の流出抑制施設の維持管理の現況と課題についてお答えいたします。流出抑制施設には、宅地開発における開発区域内の雨水を水路等へ放流する際に一時貯留する施設と、河川への影響を防ぐために一時的に雨水を貯留する調整池があります。印西市管理の調整池は、松崎調整池2カ所、小林大門下調整池1カ所、木下調整池1カ所、舞姫調整池1カ所、平賀学園台調整池1カ所、合計6カ所ございます。調整池の維持管理につきましては、現在施設の補修及び施設周辺の草刈り、樹木管理等を行っております。

また、今後の課題といたしまして、調整池の浚渫でございますが、土地造成後の堆積土砂量が年間1ヘクタール当たり15立方メートルを標準として見込まれておりますので、今後点検により状況を見ながら堆積土砂の清掃を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、5の道路橋の長寿命化等についてお答えいたします。橋梁の長寿命化につきましては、今後老朽化する橋梁を合理的な維持管理のもとに延命し、安全性の確保と架け替え費用の縮減を目的としたものであり、現在平成25年度の長寿命化修繕計画策定を目標として、計画書作成に必要な各橋梁の点検作業を実施いたしております。橋梁点検実施に当たり、橋長15メートル未満の橋梁につきましては、職員による点検を点検マニュアルに基づき実施しており、15メートル以上の橋梁につきましては、より詳細に点検結果を修繕計画に反映するため、業務委託により実施いたしております。合併に伴い、管理橋梁数が増加いたしましたので、それらを含めて、平成24年度までにすべての橋梁についての点検を完了する予定であり、それを踏まえて市内全橋梁の将来的な修繕計画を立てる予定であります。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) それでは、1問ずつ再質問をいたします。

1、第22回参議院議員通常選挙について。選挙のたびにいろいろと相談や苦情が寄せられるようでございますが、今回はどのような苦情が寄せられたのか、またその対応についてお伺いをいたします。

◎選挙管理委員会事務局長(佐瀬一雄) 選挙に当たり、どのような相談や苦情が寄せられたか、またその対応にということについてお答え申し上げます。

選挙の執行に際しましては、公示日の前から選挙期日後にかけて、電話等によりさまざまな相談や苦情をいただいております。件数が多いものを申し上げますと、投票所入場整理券が郵送されない、届かないというもの、次いで他市町村へ転出された人が投票方法や手続について問い合わせるもの、それから公示前に掲示された候補者ポスターの撤去に関するものがございます。これらへの対応でございますが、まず投票所入場整理券の未着につきましては、郵便事業株式会社と連携いたしまして、郵送の状況を確認するとともに、入場整理券がなくとも投票できる旨をご案内しております。

次に、転出者の不在者投票については、選挙人の現在の状況によって投票方法が複数あるため、選挙人から状況を伺い、最も投票しやすい方法をご案内しております。また、候補者ポスターの撤去に関しましては、相談や苦情を受けますと、直ちに現場を確認いたしまして、必要に応じて関係者に連絡、指導しております。このほかにも、複数の方というわけではございませんが、指定病院等における不在者投票について、投票の意思があるのに取り扱ってもらえないというご相談がございました。これにつきましては、不在者投票施設を指定しております千葉県選挙管理委員会と協議し、選挙人本人の投票意思の確認を適切に行うとともに、希望する者には投票の機会を確保するよう施設に要請したところでございます。

今後も県選管と連携し、また各施設に協力を求めながら、不在者投票制度の理解と投票機会の確保に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) ただいま不在者投票について、投票の意思があるにもかかわらず取り扱ってもらえなかったというのがございました。これは、もうゆゆしき事態だと私は思っております。私のところにも相談がございました。不在者投票ができる施設として指定を受けている老人福祉施設において、本人の不在者投票の申し出に対し適正に対応してもらえなかったと、こういった事例がございました。何施設かございました。不在者投票の申し出があったとき、施設は責任を持ってその方の選挙権を行使できるように、適切な対応をするよう県でも説明会が行われているようでございます。しかし、実際はいざというときの施設や、また施設職員の人権意識の問題になってくることがわかりました。今回印西市内の施設でこういうことがあったことが本当に残念でなりません。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、それまで都道府県選挙管理委員会が有していた市町村選挙管理委員会に対する個別の関与としての指揮監督権に関する文言が削除されました。市の選挙管理委員会は、自分の市内で起きていることに対し、もっと自分たちで積極的に解決していくべきではなかったかと感じた次第でございます。今後改善に向けてできることをご検討いただき、二度と同じことが繰り返されないようにしていただきたいと思います。人間いろんな立場になることがあります。いろんな境遇になったとしても、最後の最後まで人間としての権利が尊重される社会であってほしいと心から願ってやみません。

それでは、今後の課題である投票区の見直しの必要性、これをおっしゃっていましたが、もう少し詳しくご説明をお願いし、1についての再質問は終わります。

◎選挙管理委員会事務局長(佐瀬一雄) 投票区の見直しについてご説明させていただきます。

現在の投票区は、旧市村の投票区を引き継いだものですが、今後は投票所の設置基準や合併後の地域バランスなどを考慮しながら、特に旧市村の境に当たる投票区については、一斉に利便性が高まるような見直しをしてみなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) それでは、2、予防ワクチンの公費助成と女性特有のがん対策について。

まずは、公費助成を実施するという市長のご決断に敬意を表します。2年半前、初めて子宮頸がんを取り上げたときのことは忘れられません。平成20年3月定例会、傍聴席には社会科見学のために訪れた小学生がずらりと並ぶ中、「子宮頸がんの原因は性交渉によるウイルスの」云々と、説明に本当に気が引けました。当時はワクチンが承認、発売されておりませんでした。公明党では、国会議員が国会で取り上げ、また印西市を初め各地で署名運動を行い、350万人の署名を政府に提出するなど世論を盛り上げ、昨年12月に発売を勝ち取ることができました。あのときの傍聴に来ていた子どもたちも、もちろん女の子限定ですが、これからはワクチンで守れるようになったのだと思うと、感慨深いものがございます。

今後印西市では、来年度予算編成に向け財政サイドとの調整に入るわけですが、かけた金額より以上の医療費の軽減ができることが実証されております。何よりワクチンで守れる命を守ることは、政治の最重要課題のはずです。国での動向も、公明党が5月31日に参議院に子宮頸がん予防法案を提出しました。残念ながら審議未了で選挙に突入したため廃案になりましたが、現在公明党が中心となって、超党派で法案の提出に向け準備をするなど、活発に活動しております。厚生労働省も来年の予算の概算要求で150億円ほどを示しておられるようですけれども、まだまだ不十分であるとして、国が動くまでの間、市においては最大限の支援を行う努力をお願いしたいと思います。企画財政部長におかれましても、女性や子どもを守る各種ワクチンについて、これまで以上に身近に感じられる課題になったのではないかと推察されます。期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、女性特有のがんについて。子宮頸がんワクチンも万能ではありません。ワクチンを接種しても一部の型のウイルスには効きませんし、既に感染してしまったヒトパピローマウイルスを取り除く効果は確認されてはおりません。そのために、感染を早期に発見するための定期的な検診が不可欠です。子宮頸がんは、発症原因が唯一解明されているがんでございます。それゆえ他のがんとは異なり、ワクチンと定期的な検診の両輪によってほぼ100%予防できると言われております。現在1日に10人の女性が子宮頸がんによって亡くなっております。これをゼロにさせることもできると希望を持っております。現在のがん検診でございますけれども、これは死亡率を下げることに力点が置かれております。つまり子宮頸がんの場合、子宮を摘出してもよしとされております。けれども、最近ではこの子宮頸がんになる人の年齢が20代から30代と出産年齢と重なってきていることから、早く確実にウイルスへの感染を発見し、がんになる前に簡単な手術で子宮を温存し、妊娠、出産を可能にできるように転換する必要があります。

そこで、有効な検診方法として、現在行われている細胞診に加え、HPV、ヒトパピローマウイルス検査、これを同時に行う併用検診が今注目されております。島根方式と言われており、島根県

内で試験的に実施し、効果を上げております。子宮頸がん検診から子宮頸がん予防検診へ、当市において今後細胞診とウイルス検査の併用検診を取り入れていく方向で検討されてはどうかについてお伺いをいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答えを申し上げます。

従来からの検査方法として用いております一般的な細胞診の検査方法に、ヒトパピローマウイルス、HPVと申しておりますけれども、検査を併用することは、子宮頸がんの早期発見、早期治療への取り組みといたしまして有効な方法であることは認識をいたしております。しかし、ほとんどの子宮頸がんは突然発症するものではなく、異形成の一部が数年から10年くらいかけてゆっくりがん化と言われておりますので、毎年定期的な細胞診検査を実施することが望ましく、その結果がんの細胞変化を示す症例に応じまして、ヒトパピローマウイルス検査を追加したほうがよい受診者の場合は、個別検診時において医師の判断のもと実施いたしておりますが、集団検診時におきましての併用検診は検診委託機関と今後協議をさせていただきたいと考えております。

◆21番(浅沼美弥子) この島根方式と言われる検診方法を推進したドクターの話では、併用検診だと子宮頸がんの見落としがほぼゼロになるとおっしゃっておりました。一番精度が高く、効率がいい検診を行うことができます。しかも、細胞診で使用したものを容器に入れて提出するだけなので、女性にとってはまた検診をするとか、すごく嫌な思いを、苦痛を強いることもなくできるそうでございます。細胞診とウイルス検査ともに陰性で異常がなかったときは、3年間は発がんの心配はないということで、女性にとって非常に安心感が大きくなります。毎年受診が一番いいのでしょうか、もしかしら受診の必要がなくなり、市は検診費用の3割を削減でき、そしてその分を他の人への検診費に回すこともできます。

2007年、モデル事業を行った島根県の出雲市と斐川町では、受診率、検診率ともに向上。昨年からは独自に予算を立てて、そしてこの併用検診を実施しております。島根県では、4割の自治体で併用検診を開始しております。受診者に安心を与え、検診費用も削減を期待できるというこの併用検診の導入を強く推進していただきたいと思っております。

ところで、最近子宮頸がん予防ワクチンに関して、一部に投与すると不妊になるといった悪質なうわさが流れました。当市におきましても、先の参議院選挙のときに同内容のビラがまかれました。すぐに国会でこのことについて取り上げていただき、厚生労働省の専門家にうわさの真偽をただしました。会議録にもきちんと残っておりますが、審議官が予防ワクチン承認後の国内外の臨床データや動物試験の結果を例示して、不妊を疑わせるようなデータはないと、悪質なうわさは一蹴されております。子宮頸がんについて、またワクチンについて正しい情報を得られないがために、簡単にこのような悪意のデマにだまされてしまっては不幸です。また、今後ワクチンの助成に合わせて、市民への情報提供や勉強会が必要だと思われれます。

4月9日は「子宮の日」。イベント、講演会、出前講座等の開催を考えてはどうか。また、ウイルス検診についてのメリットや必要性が理解されれば、1回の検診で済むわけですから、たとえ自費でも検診したいという人がふえることは、私女性として間違いのないのではないかと考えております。併用検診を含め、子宮頸がんゼロへ向けての啓発活動についてお伺いをいたします。そして、この2番目の質問をこれで終わらせていただきます。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたけれども、細胞診検査及びヒトパピローマウイルス検査の必要性和子宮頸がんのワクチンの重要性につきましては、今後市ホームページ、それから市広報、対象者への周知、講演会の開催等を実施をいたしまして、子宮頸がんゼロを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 3の地籍調査の推進についてお伺いいたします。

この事業は、重要な事業であるというお答えがございました。先の通常国会で、国土調査促進特別法と国土調査法の一部が改正され、本年度を初年度とする第6次国土調査事業10カ年計画を策定、国は調査の進捗を図るそうです。国が行う基本調査の範囲を拡大して、都市部の官民境界情報の整備を促進するための基本的な調査を実施いたします。山村部では、境界情報を保全するための基礎的な調査を実施すること。時がたつほど、土地の境界を示す目印や人の記憶が失われていってしまいます。また、これまでも地籍調査の一部を外注することは可能でしたが、調査の各工程を一括して委託できるのは土地改良区等の一部の法人に限定されておりました。これを要件を満たす法人であれば、営利法人であっても非営利であっても、委託元である市の判断で委託できるような方向になるとのことです。今後国や県の動向を注視していただきたいということです。

さて、答弁では地籍調査について、重要な事業であるということでした。そこで、地籍調査がされていないことでどのようなデメリットがあるのか、お伺いをいたします。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

考えられるデメリットといたしましては、市民の影響については土地の売買や相続の際の土地境界をめぐるトラブル、それから登記手続の際の境界調査に費用と時間を要するなどが考えられます。また、市への影響といたしましては、一般的に地籍が不明確であることから、公共用地の適正な管理に支障があること、課税の公平性の確保に課題があるなどと言われております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 今デメリットについてのご説明がございました。六本木ヒルズの再開発では、境界確認に4年の歳月と1億円の追加経費がかかったことや、阪神・淡路大震災の後の復旧工事、これが地籍情報があったところとなかったところで大きく復旧に時間差が出たこと、また法務局にある土地の境界に関する記録が現況と一致しないこともあり、土地取引が円滑に行えないなど、いざというときに不利益が生じます。

答弁では、「…と言われております」と、当市には関係ありませんというような答弁のように私には聞こえました。例えば身近にも地籍未確定による問題はありませんか。他の課のことなので問題にされないのかもしれませんが、例えば私がこれまで市民の皆様から、子どもたちの通学路で大変に危険なところがあって、道路整備をお願いしたいというようなご相談を受けました。お伝えしたところ、「そこは土地の境界の問題で、長年解決ができなくて整備ができません。」というようなところが2カ所ほど私あります。地籍調査に対する市民の関心も非常に低く、情報というものもありません。国の調査によると、例えば自分の土地の地籍調査がされているか聞くと、わからないと答える人が4割、実際登記簿や地図を見たことがないという人も4割いるそうです。反面、土



地の境界が明らかになっていますかと聞いたら、明らかになっていると断言している人が9割以上ということです。だから、まだまだ認識が足りないという指摘があります。全国の16%に当たる地籍調査未着手市町村の一つである当市では、特に今後啓発活動が必要ではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

現在は、すぐ地籍調査を行える状況にはなっておりませんので、当面開発事業者に対しまして、国土調査法第19条第5項指定と言われる制度によりまして、地籍調査と同等以上の測量成果を得られた場合に、国に測量成果を地籍測量の成果と同様に扱う指定を求めるよう進めていきたいというように考えております。今後は、市民に対しては調査研究を行った後、実際に地籍調査に入る段階で理解と協力をお願いするということと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 今国土調査法第19条第5項指定のお話が出ました。市が地籍調査をやらなくてもいい領域ということで、第19条第5項指定と言われる手続可能な区域ということだそうでございます。

例えば土地改良の事業区域、また新住宅市街地開発事業区域である千葉ニュータウン区域、また土地区画整理事業区域として、木下東地区、私住んでおります、こういう地域、宅地開発など土地の区画形質の変更を伴った事業を行っていて、地球上の座標地を用いた確定測量図等を作成している事業の区域が相当するそうです。開発事業者のほうで、国の認証を得るなど所定の手続を行うと、地籍調査をしたのと同等の状態となるということだそうです。印西市の中には、これらの区域が非常に多いので、地籍調査の迅速化、また費用軽減のためにこういった地域の検証作業が不可欠だということでもあります。ニュータウン事業の収束もありますので、こういった検証作業を行っていただき、やっていただくことはきちんとやっていただけるようなことをお願いしたいと思っております。

次に、事業に必要な予算についてお伺いします。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

地籍調査事業に要する経費につきましては、国土調査法に基づき、補助対象事業に対して国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担で実施することが規定されております。また、市負担分の8割につきましては特別交付税措置がされることになっております。また、この地籍調査事業にかかる経費を、過去市が予算措置したことはこれまでございません。なお、1平方キロ当たりの事業費としては、これは県の用地課のほうに確認いたしましたところ、概算では約5,000万円程度ということでございます。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) わかりました。

この質問のきっかけとなったことがあったのですけれども、群馬県の長野原町というところから地籍調査をするから立ち会いに来いという手紙が来まして、行かなかったのですけれども、その後ちょっといろいろお伺いしたら、1平方キロ当たり2,000万円とおっしゃっていました。それで、昭和53年から職員2人を配置して、こつこつ、こつこつと行っているとおっしゃっていました。地域によってやっぱりそういう値段も経費も違うのだなということを感じます。

先ほどの答弁で、地籍調査を行う前の基礎的な調査が必要だということをおっしゃっていただいたので、それはどのようなものなのかと、それから必要な区域を確定する資料というのはどのようなものなのかをお伺いします。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

基礎調査は、地籍調査を行う前に行う事前調査で、地籍調査事業の実施計画書を作成するものでございます。実施計画書の内容といたしましては、主に地籍調査が必要な区域と不必要な区域を分けること、また調査区域の優先順位を定めること、長期的な予算及び作業計画を立てることなどでございます。

次に、地籍調査が必要な区域を確定する資料ということでございますが、主に宅地開発などを行い、座標値を用いた確定測量図等を作成している事業の区域を示した資料を想定しております。例えば新住宅市街地開発事業や区画整理事業など、地籍調査を行うのと同程度の資料が既に存する地域で、開発事業者で国の指定を得るなど所定の手続を行うと、その地域は地籍調査を行ったものと同等となりますので、それ以外に残った区域が今後地籍調査を必要とする区域となります。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 最後にお伺いいたします。組織体制についてですが、どの課の所管になるのでしょうか。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

国土調査法に基づく地籍調査につきましては、現在都市建設部建築課の所掌事務となっておりますが、今後事業内容をよく精査した上で、必要となる予算や所管課の選定を含めた組織体制を整えるべく、調査研究をしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 先ほど予算の話もありましたけれども、実質5%でできるということですし、また今職員数が合併して最大になっております。今後増えることはないと思います、少なくなることはあっても、ぜひ合併して、職員数が最大になっている今着手しないで、いつできるのかという思いがあります。重要な事業であると認識しているとのことであれば、まずは本当に一人でも専門に人事配置、あるいは調査研究責任者を置いて調査していただきたいと思います。今後数十年計画になると思いますが、50年先、100年先の印西市の発展のため、地籍調査着手に向けて真剣にお考えいただきたいと思います。以上で3番は終わります。

4番、流出抑制施設とその維持管理について。流出抑制施設については、調整池のほか、貯留浸透施設もありますけれども、その現状と所管する課はどこかについてお伺いをいたします。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

まず、現状でございますが、貯留浸透施設は開発行為等指導要綱で指導対象としている施設でございます。要綱中では、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときに、事業者は必要に応じて一時雨水を貯留する調整池を設けることとして設置を指導しておりまして、流出抑制の方法につきましては小規模な調整池や各種地下浸透施設、地下貯留施設などがありますが、どれを採用するかは事業者の選択によるものでございます。また、管理は事業者または所有者に

て行いますので、管理に関する所管課は今のところございません。

以上でございます。

○議長(出山國雄) 時間の配慮をしながらお願いします。

◆21 番(浅沼美弥子) 民間が設置し、管理することになっている流出施設について、市は全く関知していないとの状況です。貯留浸透施設の機能を維持するためには、その施設の種類によって適切な維持管理が必要で、そういったことがされていないと冠水等の原因になるのではないかと懸念があります。民間の管理する流出抑制施設の維持管理については、その施設管理者との間で管理協定などを締結する必要はないのかなと思っております。

先ほどのご答弁では、市で管理する調整池のことだけでした。市が管理する貯留浸透施設が松山下公園の総合体育館の建設時につくっているはずだと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

松山下公園の流出抑制施設につきましては、7カ所に分けて調整池を設置し、適正な流出量を絞って放流しております。ご質問の体育館の地下に設置した400立方メートルの雨水貯留槽でございますが、主に体育館の屋根に降った雨を集めておりまして、一部散水に利用しております。また、これらの管理につきましても、先ほどお答えいたしました調整池と同様に、堆積土砂の状況を見ながら適切な管理に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) 雨水利用に有効な施設ができたということです。今後管理マニュアルを作成するなど、適切な維持管理に期待いたします。今後ゲリラ豪雨の対策等として、雨水の流出抑制についてしっかりと考えていかなければならないと思いますけれども、市民の居住用の住宅に雨水簡易貯留施設や雨水地下浸透施設を設置推進することについて、市はどのように考えておられるか、お伺いをします。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

雨水地下浸透施設などは、これらを設置することにより都市型水害の軽減、資源の有効活用、地下水の涵養の効果があるとされております。市では、住宅の建築時には雨水浸透ますなど雨水地下浸透施設の設置を指導しているところでございます。また、市全体の雨水排水の考えといたしましては、まずは公共下水道の整備により対応しようとしているところでございます。

なお、ご提案いただきましたゲリラ豪雨対策等の雨水の流出抑制として、住宅への雨水簡易貯留施設や雨水地下浸透施設の設置につきましても今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) まずは、施設自体の調査研究段階ですので、そういった施設導入が市の治水対策に有効であるかを研究していただき、導入時には設置費用の補助も考えていいのかなと思います。また、流出抑制施設について、その機能、目的、重要性について、市民は余り知る機会がありません。今後は、市民への啓発、広報活動していくよう努める必要があると思います。

補助についてのご答弁をいただき、この4については終わります。

◎都市建設部長(稲葉東治) お答えさせていただきます。

現時点では補助の考えはございませんが、今後所管課の選定も含め、先進地の事例なども研究してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 最後の5、道路橋についてです。

道路橋については、昨年第2回定例会で取り上げさせていただきました。そのときのご答弁では、市の管理する橋は15メートル以上の橋が18、15メートル以下が74で、計92の橋があるというお答えでした。30年以上経過した橋を委託で点検したことや、今後は職員で行う点検要領を定めて、平成21年度から計画的に点検するといったご答弁でした。合併後、橋梁数も増加し、現状はどうかと思い質問したわけですが、平成25年度の長寿命化修繕計画策定を目標に、それに必要な点検作業を委託を含め行うとのご答弁をいただきました。また、聞くところによりますと、昨年の質問以降、橋梁の超専門家にお越しいただいたと伺っております。職員の橋に対してのさまざまな技術も向上されることも期待いたしますし、非常に心強く感じております。

昨年長野県松本市で、予定していた修繕工事が間に合わずに、橋の床板落下事故が発生。橋の床の部分が落ちてしまって、通行規制などで大変に不便な状況になっているとの報道がございました。市民の安心安全のための施策に真剣に取り組む印西市においては、そのような事態は絶対に起こさせないとの決意でと申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(出山國雄) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。